

參考資料

大阪府財務諸表作成基準（案）

大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第183条の規定に基づき、財務諸表作成基準（以下「基準」という。）を次のように定める。

大阪府財務諸表作成基準

目次

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 貸借対照表（第9条―第17条）
- 第3章 行政コスト計算書（第18条―第21条）
- 第4章 キャッシュ・フロー計算書（第22条―第24条）
- 第5章 純資産変動計算書（第25条・第26条）
- 第6章 注記（第27条―第31条）
- 第7章 附属明細表（第32条）
- 第8章 雑則（第33条）

第1章 総則

（適用範囲及び目的）

第1条 この基準は、大阪府（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部または一部の適用を受ける企業（以下「公営企業会計」という。）を除く。）の財務諸表の作成の基準を示したものである。

2 財務諸表は、次の各号に掲げる事項を達成するために有用な財務に関する情報を提供することを目的とする。

- (1) 大阪府民、大阪府債の投資者、その他の利害関係者が行う、大阪府の行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を、正確かつ迅速に開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たすこと。
- (2) 財務の分析及び評価に基づく自治体経営マネジメントを強化し、より有効的、効率的かつ経済的な行政運営と住民の福祉の増進に努めること。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 単式会計決算

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第233条第1項の規定により会計管理者が調製する決算をいう。

(2) 会計年度

法第208条第1項に規定する会計年度で、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

(3) 出納閉鎖

法第235条の5に定める、翌年度5月31日の出納の閉鎖をいう。

(4) 出納整理期間

前会計年度の歳入及び歳出に属する現金の収納又は支払を行う期間で、翌年度4月1日から5月31日までの期間をいう。

(5) 会計

一般会計、大阪府特別会計条例（昭和39年大阪府条例第3号）に規定する特別会計、母子寡婦福祉資金特別会計、中小企業振興資金特別会計、農業改良資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計及び林業改善資金特別会計をいう。

(6) 部局

大阪府組織条例（昭和28年大阪府条例第1号）に規定する部、大阪府会計管理者の補助組織設置規則（平成19年大阪府規則第7号）に規定する会計局、教育委員会、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。

(7) 所属

大阪府処務規程（昭和28年大阪府訓令第1号）に規定する部に属する室、局及び課（タウン推進室を除く。）、大阪府教育委員会事務局処務規程（昭和29年大阪府教育委員会訓令第1号）に規定する室及び課、大阪府議会事務局規程（昭和49年大阪府議会規程第2号）に規定する課、前号に規定する会計局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局並びに財務規則第2条第2号に規定する予算執行機関をいう。

(8) 公有財産

法第238条第1項に定める公有財産をいう。

(9) 物品

法第239条第1項に定める物品をいう。

(10) 償却資産

取得原価から減価償却累計額を控除した価額を資産の価額とする固定資産をいう。

(11) 不納欠損処理

法令の規定に基づく時効の完成又は徴収権の消滅により徴収できなくなった未収金について、財務規則第33条の規定により債権放棄の決定を行うことをいう。

（財務諸表の体系）

第3条 財務諸表は、貸借対照表（様式第1号）、行政コスト計算書（様式第2号）、キャッシュ・フロー計算書（様式第3号）及び純資産変動計算書（様式第4号）並びにこれらに関連する事項についての附属明細表とする。

（勘定科目及び金額の単位）

第4条 貸借対照表及び行政コスト計算書に表示する勘定科目は別表1のとおりとする。

2 キャッシュ・フロー計算書に表示するキャッシュ・フロー科目は別表2のとおりとする。

- 3 財務諸表の作成にあたっての金額の単位は、円単位とする。ただし、必要に応じ、他の単位をもって表示することができる。

(財務諸表の作成原則)

第5条 財務諸表は、大阪府の行政運営に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

- 2 財務諸表は、正規の簿記の原則に基づき作成しなければならない。
- 3 財務諸表の作成においては、資本取引と損益取引を明確に区分しなければならない。
- 4 財務諸表には、会計事実を明瞭に表示しなければならない。
- 5 財務諸表の作成において採用する会計処理の基準及び手続を継続して用い、みだりに変更してはならない。

- 6 財務諸表の作成において、大阪府の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適切に健全な会計処理をしなければならない。

(取引の計上基準)

第6条 財務諸表には、各会計年度における大阪府の行政活動に伴い発生する取引を、原則として発生した時点をもって計上する。

- 2 会計期間は会計年度とし、その末日である3月31日を財務諸表の作成基準日とする。ただし、会計年度の一定期間を区切った期間を会計期間とする場合は、その末日を当該財務諸表の作成基準日とする。
- 3 財務諸表は、出納整理期間における現金の収納又は支払に関する取引を、歳入又は歳出の属する会計期間の取引として計上し作成する。
- 4 取引は、それが属する会計、部局、事業その他必要な区分により計上する。

(財務諸表等の作成及び提出)

第7条 所属の長(以下「所属長」という。)は、この基準その他財務諸表の作成に関する要領等に基づき、その所管に属する取引について財務諸表を作成し、部局長(以下「部局長」という。)に提出しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により財務諸表を作成するにあたり、定期に、取引に関する仕訳の確認、公有財産台帳等との照合その他の決算整理手続を行わなければならない。
- 3 所属長は、第1項の規定により財務諸表を作成するにあたり、職員の人件費、地方債の利息など別に定める取引について、会計管理者が決定する配賦額を計上することとし、それに必要な情報を会計管理者に報告しなければならない。
- 4 部局長は、第1項の規定により所属長が提出した財務諸表に基づき、その所管に属する取引について、財務諸表及び注記を作成し、会計管理者に提出しなければならない。
- 5 会計管理者は、前項の規定により部局長が作成した財務諸表及び注記に基づき、会計別に財務諸表及び注記を作成し、

単式会計決算の参考書類として知事に提出しなければならない。

- 6 会計管理者は、前項の規定により財務諸表及び注記を作成するにあたり、定期に、法第235条第1項に規定する指定金融機関が発行する大阪府の公金に関する証明書類及び単式会計決算との照合その他の決算整理手続を行わなければならない。

- 7 会計管理者は、前項の決算整理手続の結果、金額の誤りその他財務諸表及び注記の正確性を確保できない事項が判明した場合は、部局長又は所属長に対し、その原因の究明及び是正を求めなければならない。

(システムによる情報管理)

第8条 財務諸表は、財務会計システムに記録された取引を集計することにより、作成する。

- 2 公有財産、重要物品、その他の資産に関する情報を管理するシステムの所管の長は、減価償却費など資産に関する取引の正確な情報を、財務会計システムに記録しなければならない。
- 3 会計管理者は、前項の情報について、金額の誤りその他財務諸表の正確性を確保できない事項が判明した場合は、前項に規定するシステムの管理者に対し、その原因の究明及び是正を求めなければならない。

第2章 貸借対照表

(貸借対照表の作成目的)

第9条 貸借対照表は、第6条第2項に規定する財務諸表の作成基準日における資産、負債及び純資産の状況を明らかにすることを目的として作成する。

- 2 資産とは、行政活動の結果支配することとなった資源で、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流入が期待されるものをいう。

- 3 負債とは、行政活動に伴い発生した債務であり、将来の行政サービス提供能力又は経済的便益の流出を生じさせるものをいう。

- 4 純資産とは、資産総額から負債総額を差し引いた金額をいう。

(貸借対照表の作成原則)

第10条 資産、負債及び純資産は総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除いてはならない。

(貸借対照表の構成)

第11条 貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分する。

- 2 資産は、流動資産と固定資産に区分し、負債は、流動負債と固定負債に区分する。

(貸借対照表の配列)

第12条 資産及び負債の配列については、原則として流動性配列法(流動性の高いものから順に低いものへと配列する方法)によるものとする。

(資産の価額)

第13条 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として取得原価とする。ただし、交換、受贈等によって取得した資産の価額については、取得時の公正な評価額によるものとする。

2 有形固定資産及び無形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損累計額を控除した価額とする。

(流動資産の分類及び計上)

第14条 流動資産の計上は次のとおりとする。

(1) 現金預金

ア 歳計現金等

法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金及び一時借入金を計上する。

イ 歳入歳出外現金

法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を計上する。

(2) 未収金

歳入の調定額から収入済額及び不納欠損額を控除した金額を計上する。

ア 税等未収金

地方税及び税諸収入の未収金を計上する。

イ その他未収金

税等未収金以外の未収金を計上する。

(3) 不納欠損引当金

未収金の不納欠損見込額を計上する。不納欠損見込額は、未収金計上金額に、過去の不納欠損実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

(4) 基金

ア 財政調整基金

大阪府基金条例(昭和39年大阪府条例第4号。以下「基金条例」という。)第1条の表中に規定する財政調整基金を計上する。

イ 減債基金

基金条例第1条の表中に規定する減債基金のうち、1年以内に償還が予定されている地方債の償還財源として充当されるものを計上する。

(5) 短期貸付金

法第240条第1項に規定する債権である貸付金(以下「貸付金」という。)のうち、翌会計年度に償還期限が到来する金額を計上する。

(6) 貸倒引当金

短期貸付金のうちの回収不能見込額を計上する。回収不能見込額は、短期貸付金計上金額に、過去の回収不能実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

(7) その他流動資産

ア 棚卸資産

販売用不動産を計上する。なお正味売却価額が取得価額を下回っているときには、正味売却価額を貸借対照表価額とする。

イ その他流動資産

第1号から第7号アに規定するもの以外の流動資産を計上する。

(固定資産の分類及び計上)

第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。

(1) 事業用資産

ア 有形固定資産

公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、インフラ資産に属するものを除く。

イ 無形固定資産

公有財産のうち、地上権等の用益物権、特許権や著作権等の無体財産権及びこれらに準ずる権利を計上する。ただし、インフラ資産に属するものを除く。

(2) インフラ資産

ア 有形固定資産

公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。

イ 無形固定資産

インフラ資産の有形固定資産に関連する地上権等の用益物権、特許権等の無体財産権及びこれらに準ずる権利を計上する。

(3) 重要物品

取得価額が100万円以上の物品を計上する。

(4) リース資産

ファイナンス・リース取引におけるリース資産を計上する。

(5) ソフトウェア

取得価額が100万円以上のソフトウェアを計上する。

(6) 建設仮勘定

建設途中または製作途中で行政活動の用に供していない償却資産を計上する。

(7) 投資その他の資産

ア 出資金

(ア) 法人等出資金

法第 238 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する出資金等を計上する。なお、取引所の相場のあるものについては、時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き時価を計上する。また、取引所の相場のないものについては、発行会社等の財政状況の悪化により実質価額が著しく低下したときは相当の減額をして計上する。

(イ) 公営企業会計出資金

公営企業会計に対する出資金を計上する。

イ 長期貸付金

短期貸付金を除く貸付金を計上する。

ウ 貸倒引当金

長期貸付金の回収不能見込額を計上する。回収不能見込額は、長期貸付金計上金額に、過去の回収不能実績率等の合理的な基準により算定した引当率を乗じて算定する。ただし、個々の債権の状況に応じた、より合理的な算定方法が存在する場合には、当該方法により算定することができる。

エ 基金

(ア) 減債基金

基金条例第 1 条の表中に規定する減債基金のうち、流動資産に属する減債基金を除く減債基金を計上する。

(イ) 減債基金借入金

一般会計が減債基金から借入を行っている金額を控除科目として計上する。

(ウ) その他の基金

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金及び資金を運用するために設置している基金を計上する。

(エ) その他基金借入金

一般会計がその他の基金から借入を行っている金額を控除科目として計上する。

オ その他債権

第 7 号アからエに規定するもの以外の投資その他の資産を計上する。

(流動負債の分類及び計上)

第 16 条 流動負債は次のとおりとする。

(1) 地方債

地方債のうち、翌会計年度の償還予定額を計上する。

(2) 短期借入金

ア 他会計借入金

他会計からの借入金のうち、翌会計年度に償還期限が到来するものを計上する。

イ その他短期借入金

法第 235 条の 3 に規定する一時借入金を計上する。

(3) 賞与引当金

「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 39 年大阪府条例第 45 号）によって職員に支給される手当で、翌会計年度に支払うことが予定されている期末手当、勤勉手当及び期末特別手当支給見込額のうち当期の負担相当額を計上する。

(4) 未払金

ア 支払保証債務

法第 214 条に規定する債務負担行為のうち、債務保証及び損失補償に係るもので、かつその履行すべき金額が確定したもののうち、その支払が終了していないものを計上する。

イ その他未払金

支払保証債務以外の未払金を計上する。

(5) 還付未済金

還付手続を行った過誤納金のうち支払が終了していないものを計上する。

(6) リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、翌会計年度に契約期限が到来するものを計上する。

(7) その他流動負債

第 1 号から第 6 号に規定するもの以外の流動負債を計上する。

(固定負債の分類及び計上)

第 17 条 固定負債の計上は次のとおりとする。

(1) 地方債

流動負債に属する地方債を除く地方債を計上する。

(2) 長期借入金

ア 他会計借入金

短期借入金に属する他会計借入金を除く他会計借入金を計上する。

イ その他長期借入金

短期借入金及びアを除く借入金を計上する。

(3) 退職手当引当金

当該年度末に全職員が自己都合退職した場合等の退職手当支給見込額を計上する。

(4) その他引当金

貸倒引当金、賞与引当金及び退職手当引当金以外の引当金を計上する。

(5) リース債務

ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、流動負債に属するリース債務を除くリース債務を計上する。

(6) その他固定負債

第 1 号から第 5 号に規定するもの以外の固定負債を計上する。

第 3 章 行政コスト計算書

(行政コスト計算書の作成目的)

第18条 行政コスト計算書は、一会計期間の行政サービスの提供に要した費用とそれを賄うための財源である収入及び収支差額を表示し、府民等の負担と受益のバランスを明らかにすることを目的として作成する。

2 費用とは、純資産の減少をもたらす、資産の減少又は負債の増加（経済的便益の減少）をいう。

3 収入とは、純資産の増加をもたらす、資産の増加又は負債の減少（経済的便益の増加）をいう。

（行政コスト計算書の作成原則）

第19条 費用及び収入は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収入の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を行政コスト計算書から除いてはならない。

（行政コスト計算書の区分）

第20条 行政コスト計算書は、通常の行政活動に関する費用及び収入を表示する「通常収支の部」と、特別の事情により発生する費用及び収入を表示する「特別収支の部」に区分する。また、「通常収支の部」は「行政収支の部」と「金融収支の部」に区分する。

2 前項に規定する各区分に計上する収入及び費用の分類は次のとおりとする。

（1）通常収支の部のうち行政収支の部

行政収入及び行政費用

（2）通常収支の部のうち金融収支の部

金融収入及び金融費用

（3）特別収支の部

特別収入及び特別費用

（収入及び費用等の計上）

第21条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。

（1）行政収入

ア 地方税

府税及び地方消費税清算金を計上する。

イ 地方譲与税

地方譲与税を計上する。

ウ 市町村たばこ税府交付金

市町村たばこ税府交付金を計上する。

エ 地方特例交付金

地方特例交付金を計上する。

オ 地方交付税

地方交付税を計上する。

カ 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金を計上する。

キ 分担金及び負担金（行政費用充当）

分担金及び負担金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。

ク 使用料及び手数料

使用料及び手数料を計上する。

ケ 国庫支出金（行政費用充当）

国庫支出金のうち行政費用の財源として充当するものを計上する。

コ 財産収入

財産収入を計上する。

サ 寄附金

寄附金を計上する。

シ 繰入金

特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。

ス 税諸収入

滞納処分費及び利子割精算金収入を計上する。

セ 事業収入（特別会計）

大阪府営印刷所特別会計における印刷事業収入、証紙収入金整理特別会計における証紙売払収入、港湾整備事業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計における棚卸資産売却収入、その他特別会計の主要な収入を計上する。

ソ その他行政収入

アからセに属さない行政収入を計上する。

（2）行政費用

ア 税連動費用

地方消費税清算金、地方消費税交付金など、府税の一定割合を原資とする市町村などへの交付金を計上する。

イ 給与関係費

報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、恩給及び退職年金を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

ウ 物件費

委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費等を計上する。ただし、維持補修費、扶助費、補助費等及び投資的経費に属するもの及び棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

エ 維持補修費

維持需用費など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。

オ 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。

カ 補助費等

他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金のうち、大阪府の資産の形成につながらないものを計上する。

キ 投資的経費

施設の改良費などの投資的経費のうち、大阪府の資産の形成、資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらないもの、及び国直轄事業負担金を計上する。

ク 繰出金

特別会計及び公営企業会計に対する繰出金を計上する。

ケ 減価償却費

償却資産の減価償却費を計上する。

コ 債務保証費

支払保証債務の当期発生額を計上する。

サ 不納欠損引当金繰入額

不納欠損引当金の当期発生額を計上する。

シ 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金の当期発生額を計上する。

ス 賞与引当金繰入額

賞与引当金の当期発生額を計上する。

セ 退職手当引当金繰入額

退職手当引当金の当期発生額を計上する。

ソ その他引当金繰入額

その他引当金の当期発生額を計上する。

タ その他行政費用

アからソに属さない行政費用を計上する。

(3) 金融収入

ア 受取利息及び配当金

府預金利子、株式配当金等を計上する。

(4) 金融費用

ア 地方債利息・手数料

地方債の支払利子及び地方債の発行、償還などに関する手数料を計上する。ただし、棚卸資産の取得原価に算入するものを除く。

イ 地方債発行差金

地方債を割引発行した場合の券面額と発行価額との差額を計上する。

ウ 他会計借入金利息等

他会計からの借入金に対する利子等を計上する。

(5) 特別収入

ア 分担金及び負担金（公共施設等整備）

分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

イ 分担金及び負担金（災害復旧費）

分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

ウ 国庫支出金（公共施設等整備）

国庫支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。

エ 国庫支出金（災害復旧費）

国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。

オ 固定資産売却益

固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。

カ その他特別収入

アからオに属さない特別収入を計上する。

(6) 特別費用

ア 固定資産売却損

固定資産の売却による収入額が、帳簿価額を下回る場合の差額を計上する。

イ 固定資産除却損

除却した固定資産の除却時の帳簿価額を計上する。

ウ 災害復旧費

災害復旧に関する費用を計上する。

エ 未収金損失

当期に不納欠損処理を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える金額を計上する。

オ 貸倒損失

当期に回収不能となった貸付金のうち、貸倒引当金を超える金額を計上する。

カ その他特別費用

アからカに属さない特別費用を計上する。

(7) 当期収支差額

通常収支差額と特別収支差額の合計額をいう。

(8) 一般財源等配分調整額

一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した財源である地方税、地方交付税その他の収入（以下「一般財源等」という。）を計上する。

(9) 一般会計繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。

(10) 一般会計繰出金

特別会計が一般会計に対し繰出した金額を計上する。

(11) 再計

当期収支差額に一般財源等配分調整額、一般会計繰入金及び一般会計繰出金を加減した金額をいう。

第4章 キャッシュ・フロー計算書

（キャッシュ・フロー計算書の作成目的）

第22条 キャッシュ・フロー計算書は、一会計期間の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示することを目的として作成する。

2 前項に規定する資金収支とは、貸借対照表に計上する現金預金の収支をいう。

（キャッシュ・フロー計算書の区分）

第23条 キャッシュ・フロー計算書は、「行政サービス活動の部」、「投資活動の部」及び「財務活動の部」に区分する。

- 2 「行政サービス活動」によるキャッシュ・フローには、投資活動及び財務活動以外の、行政サービスの提供に関するものを計上する。
- 3 「投資活動」によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得及び売却並びにその財源としての国庫支出金等の受入、資金の貸付及びその回収、出資金等の投資及び売却並びに基金の積立及び取崩等に関するものを計上する。
- 4 「財務活動」によるキャッシュ・フローには、地方債など外部からの資金の調達及びその償還に関するものを計上する。
- 5 行政サービス活動及び投資活動を総称して行政活動とする。

(収入及び支出等の計上)

第24条 収入、支出、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。

(1) 行政サービス活動収入のうち行政収入

- ア 地方税
府税及び地方消費税清算金を計上する。
- イ 地方譲与税
地方譲与税を計上する。
- ウ 市町村たばこ税府交付金
市町村たばこ税府交付金を計上する。
- エ 地方特例交付金
地方特例交付金を計上する。
- オ 地方交付税
地方交付税を計上する。
- カ 交通安全対策特別交付金
交通安全対策特別交付金を計上する。
- キ 分担金及び負担金(行政支出充当)
分担金及び負担金のうち行政支出の財源として充当するものを計上する。
- ク 使用料及び手数料
使用料及び手数料を計上する。
- ケ 国庫支出金(行政支出充当)
国庫支出金のうち行政支出の財源として充当するものを計上する。
- コ 財産収入
財産の貸付料等の財産収入を計上する。
- サ 寄附金
寄附金を計上する。
- シ 繰入金
特別会計及び公営企業会計からの繰入金を計上する。
- ス 税諸収入
滞納処分費及び利子割精算金収入を計上する。
- セ 事業収入(特別会計)
大阪府営印刷所特別会計における印刷事業収入、証紙収入金整理特別会計における証紙売払収入、港湾整備事

業特別会計及び箕面北部丘陵整備事業特別会計における棚卸資産売却収入、その他特別会計の主要な収入を計上する。

- ソ 歳入歳出外現金受入
歳入歳出外現金の当期受入額を計上する。
 - タ その他行政収入
アからソに属さない行政収入を計上する。
- (2) 行政サービス活動収入のうち金融収入
- ア 受取利息及び配当金
府預金利子、株式配当金等を計上する。
- (3) 行政サービス活動支出のうち行政支出
- ア 税連動支出
地方消費税清算金、地方消費税交付金など、府税の一定割合を原資とする市町村への交付金を計上する。
 - イ 給と関係費
報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、恩給及び退職年金を計上する。
 - ウ 物件費
委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費等で行政サービス活動に属するものを計上する。ただし、行政サービス活動支出の維持補修費、扶助費、補助費等及び投資的経費に属するものを除く。
 - エ 維持補修費
維持需用費など資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらない施設等の修繕経費を計上する。
 - オ 扶助費
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対して直接支給される生活扶助や医療扶助等の扶助費を計上する。
 - カ 補助費等
他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金のうち、大阪府の資産の形成につながらないものを計上する。
 - キ 投資的経費
施設の改良費などの投資的経費のうち、大阪府の資産の形成、資産価値の増加又は耐用年数の延長につながらないもの、及び国直轄事業負担金を計上する。
 - ク 繰出金
特別会計及び公営企業会計に対する繰出金を計上する。
 - ケ 歳入歳出外現金払出
歳入歳出外現金の当期払出額を計上する。
 - コ その他行政支出
アからケに属さない行政支出を計上する。
- (4) 行政サービス活動支出のうち金融支出
- ア 地方債利息・手数料

- 地方債の支払利子及び地方債の発行、償還などに関する手数料を計上する。
- イ 他会計借入金利息等
他会計からの借入金に対する利子等を計上する。
- (5) 行政サービス活動収入のうち特別収入
- ア 分担金及び負担金（災害復旧費）
分担金及び負担金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。
- イ 国庫支出金（災害復旧費）
国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。
- ウ その他特別収入
アに属さない特別収入を計上する。
- (6) 行政サービス活動支出のうち特別支出
- ア 災害復旧費
災害復旧に関する支出を計上する。
- イ その他特別支出
アに属さない特別支出を計上する。
- (7) 投資活動収入
- ア 分担金及び負担金（公共施設等整備）
分担金及び負担金のうち、公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。
- イ 国庫支出金（公共施設等整備）
国庫支出金のうち公共施設等整備の財源として充当するものを計上する。
- ウ 財産収入
固定資産の売却収入を計上する。
- エ 基金繰入金（取崩額）
減債基金を除く基金繰入金を計上する。
- オ 貸付金元金回収収入
貸付金の回収金額を計上する。
- カ 保証金等返還収入
不動産借上等保証金、訴訟供託金等の返還金収入を計上する。
- キ その他投資活動収入
アからカに属さない投資活動収入を計上する。
- (8) 投資活動支出
- ア 物件費
委託料、役務費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、原材料費等で投資活動に属するものを計上する。ただし、投資活動支出の補助費等及び投資的経費に属するものを除く。
- イ 補助費等
他会計、他団体、公営企業会計等に対する負担金、補助金及び交付金のうち、大阪府の資産の形成につながるものを計上する。
- ウ 投資的経費
施設の改良費などの投資的経費のうち、大阪府の資産の形成、資産価値の増加又は耐用年数の延長につながるものを計上する。
- エ 基金積立金
減債基金を除く基金積立金を計上する。
- オ 出資金
法人等出資金及び公営企業会計出資金を計上する。
- カ 貸付金
貸付金を計上する。
- キ 保証金等支出
不動産借上等保証金、訴訟供託金等を計上する。
- (9) 行政活動キャッシュ・フロー収支差額
行政サービス活動収支差額と投資活動収支差額との合計額をいう。
- (10) 財務活動収入
- ア 地方債
地方債発行による収入を計上する。
- イ 他会計借入金等
他会計からの借入による収入を計上する。
- ウ 基金繰入金（取崩額）
減債基金からの繰入金を計上する。
- エ 基金借入金
基金からの借入等による収入を計上する。
- オ その他財務活動収入
アからエに属さない財務活動収入を計上する。
- (11) 財務活動支出
- ア 地方債償還金
地方債の償還金を計上する。
- イ 他会計借入金等償還金
他会計借入等の償還金を計上する。
- ウ 基金積立金
減債基金への積立金を計上する。
- エ 基金借入金償還金
基金借入金の償還金を計上する。
- (12) 収支差額合計
行政活動収支差額と財務活動収支差額との合計額をいう。
- (13) 一般財源等配分調整額
一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した一般財源等を計上する。
- (14) 一般会計繰入金
特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。
- (15) 一般会計繰出金
特別会計が一般会計に対し繰出した金額を計上する。
- (16) 前年度からの繰越金
前年度からの繰越金をいう。現金預金の期首残高に相当する。

(17) 形式収支

収支差額合計と前年度からの繰越金との合計額をいう。

第5章 純資産変動計算書

(純資産変動計算書の区分)

第25条 純資産変動計算書は、純資産を前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、それぞれの内訳を表示する。

(純資産変動計算書の計上)

第26条 純資産の内訳の計上は、次のとおりとする。

(1) 開始残高相当

平成23年度期首の純資産を計上する。

(2) 収支差額

行政コスト計算書の収支差額について計上する。

(3) 内部取引

組織間又は事業間における資産及び負債の移管額について計上する。

(4) 一般財源等配分調整額

一般会計の財務諸表の作成にあたり、組織間又は事業間で調整した一般財源等を計上する。

(5) 一般会計繰入金

特別会計が一般会計から繰り入れた金額を計上する。

(6) 一般会計繰出金

特別会計が一般会計に対し繰出した金額を計上する。

第6章 注記

(重要な会計方針)

第27条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法をいい、財務諸表作成のための基本となる次に掲げる事項を記載する。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法

(3) 引当金の計上基準

(4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(重要な会計方針の変更)

第28条 重要な会計方針等を変更した場合、次に掲げる事項を記載する。

(1) 重要な会計方針(会計処理の原則又は手続)を変更した場合には、その旨、理由及び財務諸表に与える影響

(2) 表示方法を変更した場合には、その内容
(重要な後発事象)

第29条 会計年度終了後、財務諸表を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の財政状況等に影響を及ぼす後発事象のうち、次に掲げるものを記載する。

(1) 主要な業務の改廃

(2) 組織・機構の大幅な変更

(3) 地方財政制度の大幅な改正

(4) 重大な災害等の発生

(5) その他重要な後発事象

(偶発債務)

第30条 会計年度末においては現実に債務は発生していないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。

(1) 債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

(2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

(3) その他主要な偶発債務

(追加情報)

第31条 財務諸表の内容を理解するために必要と認められる次に掲げる事項を記載する。

(1) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

(2) 繰越事業に係る将来の支出予定額

(3) 一時借入金の実績額等

(4) その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

第7章 附属明細表

(附属明細表)

第32条 財務諸表の内容を補足するため、次の各号の附属明細表を作成する。

(1) 固定資産附属明細表(様式第5号)

(2) 基金附属明細表(様式第6号)

(3) 法人等出資金明細表(様式第7号)

(4) 貸付金明細表(様式第8号)

(5) 引当金明細表(様式第9号)

(6) 地方債明細表(様式第10号)

(7) 純資産変動分析表(様式第11号)

(8) 府税内訳附属明細表(様式第12号)

(9) 資産及び負債行政目的別一覧表(様式第13号)

(10) 収入及び費用行政目的別一覧表(様式第14号)

(11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表(様式第15号)

(12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表(様式第16号)

(13) 売却予定固定資産明細表(様式第17号)

第8章 雑則

(細則)

第33条 この基準に定めるもののほか財務諸表の作成に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表1 勘定科目

1 貸借対照表

(1) 資産の部

流動資産	現金預金	歳計現金等 歳入歳出外現金	
	未収金	税等未収金 その他未収金	
固定資産	不納欠損引当金 基金	財政調整基金 減債基金	
	短期貸付金 貸倒引当金 その他流動資産		
固定資産	事業用資産	有形固定資産	土地 建物 工作物 立木竹 船舶 浮標等 航空機
	インフラ資産	有形固定資産	土地 建物 工作物
固定資産	重要物品 リース資産 ソフトウェア 建設仮勘定 投資その他の資産	無形固定資産	地上権 特許権等
		出資金	法人等出資金 公営企業会計出資金
		長期貸付金 貸倒引当金 基金	減債基金 減債基金借入金 その他の基金 その他基金借入金
		その他債権	

(2) 負債の部

流動負債	地方債 短期借入金	他会計借入金 その他短期借入金	
	賞与引当金 未払金	支払保証債務 その他未払金	
固定負債	還付未済金 リース債務 その他流動負債		
	地方債 長期借入金	他会計借入金 その他長期借入金	
	退職手当引当金 その他引当金 リース債務 その他固定負債		

(3) 純資産の部

純資産			
-----	--	--	--

2 行政コスト計算書

(1) 収入の部

行政収入	地方税 地方譲与税 市町村たばこ税府交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金（行政費用充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（行政費用充当） 財産収入 寄附金 繰入金	特別会計繰入金 公営企業会計繰入金
金融収入	税諸収入 事業収入（特別会計） その他行政収入	
特別収入	受取利息及び配当金	
一般会計繰入金	分担金及び負担金（公共施設等整備） 分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（公共施設等整備） 国庫支出金（災害復旧費） 固定資産売却益 その他特別収入	

(2) 費用の部

行政費用	税連動費用 給与関係費 物件費 維持補修費 扶助費 補助費等 投資的経費 繰出金 減価償却費 債務保証費 不納欠損引当金繰入額 貸倒引当金繰入額 賞与引当金繰入額 退職手当引当金繰入額 その他引当金繰入額 その他行政費用	
金融費用	地方債利息・手数料 地方債発行差金 他会計借入金利息等	
特別費用	固定資産売却損 固定資産除却損 災害復旧費 未収金損失 貸倒損失 その他特別費用	
一般会計繰出金		

別表2 キャッシュ・フロー科目

1 行政サービス活動

(1) 収入

行政収入	地方税 地方譲与税 市町村たばこ税府交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金（行政支出充当） 使用料及び手数料 国庫支出金（行政支出充当） 財産収入 寄附金 繰入金 税諸収入 事業収入（特別会計） 歳入歳出外現金受入 その他行政収入	特別会計繰入金 公営企業会計繰入金
金融収入	受取利息及び配当金	
特別収入	分担金及び負担金（災害復旧費） 国庫支出金（災害復旧費） その他特別収入	
一般会計繰入金		

(2) 支出

行政支出	税連動支出 給与関係費 物件費 維持補修費 扶助費 補助費等 投資的経費 繰出金 歳入歳出外現金払出 その他行政支出	
金融支出	地方債利息・手数料 他会計借入金利息等	
特別支出	災害復旧費 その他特別支出	
一般会計繰出金		

2 投資活動

(1) 収入

投資活動収入	分担金及び負担金（公共施設等整備） 国庫支出金（公共施設等整備） 財産収入 基金繰入金（取崩額） 貸付金元金回収収入 保証金等返還収入 その他投資活動収入	財政調整基金 その他の基金
--------	---	------------------

(2) 支出

投資活動支出	物件費 補助費等 投資的経費 基金積立金 出資金 貸付金 保証金等支出	財政調整基金 その他の基金
--------	---	------------------

3 財務活動

(1) 収入

財務活動収入	地方債 他会計借入金等 基金繰入金（取崩額） 基金借入金 その他財務活動収入	減債基金
--------	--	------

(2) 支出

財務活動支出	地方債償還金 他会計借入金等償還金 基金積立金 基金借入金償還金	減債基金
--------	---	------

様式第1号 貸借対照表

(単位：)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金		地方債	
歳計現金等		短期借入金	
歳入歳出外現金		他会計借入金	
未収金		その他短期借入金	
税等未収金		賞与引当金	
その他未収金		未払金	
不納欠損引当金	△	支払保証債務	
基金		その他未払金	
財政調整基金		還付未済金	
減債基金		リース債務	
短期貸付金		その他流動負債	
貸倒引当金	△	II 固定負債	
その他流動資産		地方債	
II 固定資産		長期借入金	
事業用資産		他会計借入金	
有形固定資産		その他長期借入金	
土地		退職手当引当金	
建物		その他引当金	
工作物		リース債務	
立木竹		その他固定負債	
船舶		負債の部合計	
浮標等			
航空機		純資産の部	
無形固定資産		純資産	
地上権		(うち当期純資産増減額)	
特許権等			
インフラ資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
工作物			
無形固定資産			
地上権			
特許権等			
重要物品			
リース資産			
ソフトウェア			
建設仮勘定			
投資その他の資産			
出資金			
法人等出資金			
公営企業会計出資金			
長期貸付金			
貸倒引当金	△		
基金			
減債基金			
減債基金借入金	△		
その他の基金			
その他基金借入金	△		
その他債権			
資産の部合計		純資産の部合計	
		負債及び純資産の部合計	

様式第2号 行政コスト計算書

(単位：)

科目	金額
通常収支の部	
I 行政収支の部	
1 行政収入	
地方税	
地方譲与税	
市町村たばこ税府交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
交通安全対策特別交付金	
分担金及び負担金(行政費用充当)	
使用料及び手数料	
国庫支出金(行政費用充当)	
財産収入	
寄附金	
繰入金	
特別会計繰入金	
公営企業会計繰入金	
税諸収入	
事業収入(特別会計)	
その他行政収入	
2 行政費用	
税連動費用	
給与関係費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
投資的経費	
繰出金	
減価償却費	
債務保証費	
不納欠損引当金繰入額	
貸倒引当金繰入額	
賞与引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他引当金繰入額	
その他行政費用	
行政収支差額	
II 金融収支の部	
1 金融収入	
受取利息及び配当金	
2 金融費用	
地方債利息・手数料	
地方債発行差金	
他会計借入金利息等	
金融収支差額	
通常収支差額	
特別収支の部	
I 特別収入	
1 特別収入	
分担金及び負担金(公共施設等整備)	
分担金及び負担金(災害復旧費)	
国庫支出金(公共施設等整備)	
国庫支出金(災害復旧費)	
固定資産売却益	
その他特別収入	
2 特別費用	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
災害復旧費	
未収金損失	
貸倒損失	
その他特別費用	
特別収支差額	
当期収支差額	
一般財源等配分調整額	
一般会計繰入金	
一般会計繰出金	
再計	

様式第3号 キャッシュ・フロー計算書

(単位：)

科目	金額
I 行政サービス活動	
行政収入	
地方税	
地方譲与税	
市町村たばこ税府交付金	
地方特例交付金	
地方交付税	
交通安全対策特別交付金	
分担金及び負担金（行政支出充当）	
使用料及び手数料	
国庫支出金（行政支出充当）	
財産収入	
寄附金	
繰入金	
特別会計繰入金	
公営企業会計繰入金	
税諸収入	
事業収入（特別会計）	
歳入歳出外現金受入	
その他行政収入	
行政支出	
税運動支出	
給与関係費	
物件費	
維持補修費	
扶助費	
補助費等	
投資的経費	
繰出金	
歳入歳出外現金払出	
その他行政支出	
金融収入	
受取利息及び配当金	
金融費用	
地方債利息・手数料	
他会計借入金利息等	
特別収入	
分担金及び負担金（災害復旧費）	
国庫支出金（災害復旧費）	
その他特別収入	
特別支出	
災害復旧費	
その他特別支出	
行政サービス活動収支差額	
II 投資活動	
投資活動収入	
分担金及び負担金（公共施設等整備）	
国庫支出金（公共施設等整備）	
財産収入	
基金繰入金（取崩額）	
財政調整基金	
その他の基金	
貸付金元金回収収入	
保証金等返還収入	
その他投資活動収入	
投資活動支出	
物件費	
補助費等	
投資的経費	
基金積立金	
財政調整基金	
その他の基金	
出資金	
貸付金	
保証金等支出	
投資活動収支差額	
行政活動収支差額	
III 財務活動	
財務活動収入	
地方債	
他会計借入金等	
基金繰入金（取崩額）	
減債基金	
基金借入金	
その他財務活動収入	
財務活動支出	
地方債償還金	
他会計借入金等償還金	
基金積立金	
減債基金	
基金借入金償還金	
財務活動収支差額	
収支差額合計	
一般財源等配分調整額	
一般会計繰入金	
一般会計繰出金	
前年度からの繰越金	
形式収支	

様式第4号 純資産変動計算書

(単位：)

区分	開始残高 相当	収支差額	内部取引	一般財源等 配分調整額	一般会計 繰入金	一般会計 繰出金	合計
前期末残高							
当期変動額							
当期末残高							

様式第5号 固定資産附属明細表

固定資産（有形）

（単位： ）

区 分	前期末取得原価 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	当期末取得原価 ④=①+②-③	当期末減価償却累計額 ⑤	当期償却額 ⑥	当期末残高 ④-⑤
事業用資産							
土地							
建物							
工作物							
立木竹							
船舶							
浮標等							
航空機							
インフラ資産							
土地							
建物							
工作物							
重要物品							
リース資産							
建設仮勘定							
合 計							

固定資産（無形）

（単位： ）

区 分	前期末残高 ①	当期増加額 ②	当期減少額 ③	当期償却額 ④	当期末残高 ①+②-③-④
事業用資産					
地上権					
特許権等					
インフラ資産					
地上権					
特許権等					
ソフトウェア					
投資その他の資産					
合 計					

様式第6号 基金附属明細表

（単位： ）

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	基金借入金	差 引
財政調整基金						
減債基金						
その他の基金						
大阪府営印刷所基金						
国際観光貿易施設基金						
用品調達基金						
災害救助基金						
社会福祉施設職員福利厚生基金						
福祉基金						
小口支払基金						
公共施設等整備基金						
みどりの基金						
文化振興基金						
環境保全基金						
女性基金						
府営住宅整備基金						
ゆとり基金						
なみはやスポーツ振興基金						
介護保険財政安定化基金						
中山間地域等農業生産活動等支援基金						
国民健康保険広域化等支援基金						
障がい者自立支援対策臨時特別基金						
後期高齢者医療財政安定化基金						
大阪ミュージアム基金						
大阪教育ゆめ基金						
消費者行政活性化基金						
妊婦健康診査支援基金						
安心こども基金						
緊急雇用創出事業臨時特別基金						
ふるさと雇用再生特別基金						
御堂筋イルミネーション基金						
自殺対策強化基金						
合 計						

様式第7号 法人等出資金明細表

(単位：)

出資先	金額
合 計	

様式第8号 貸付金明細表

(単位：)

貸付先	金額
合 計	

様式第9号 引当金明細表

(単位：)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
不納欠損引当金					
貸倒引当金					
賞与引当金					
退職手当引当金					

様式第10号 地方債明細表

(単位：)

会計	前期末残高	当期末残高	利率	償還予定額		
				1年以内	2～5年以内	6年目以降
			%～%			
			%～%			
			%～%			
合計						

様式第11号 純資産変動分析表

(単位：)

区分	純資産増加	純資産減少	増加一減少	残高	主な増減要因
前期末純資産残高					
【当期増減内容】					
I. 固定資産から財源として充当している負債を除いた額の増減					
事業用資産（建設仮勘定を含む）					
インフラ資産（建設仮勘定を含む）					
その他					
小計					
II. 資産の裏付けのない固定負債の増減					
特別債					
基金借入金					
長期性債務（退職手当引当金等）					
小計					
III. その他の流動資産、流動負債の増減					
その他の資産（負債を伴わないもの）					
その他の負債（資産を伴わないもの）					
小計					
I～IIIの増減合計					
当期末純資産残高					

様式第12号 府税内訳附属明細表

(単位：)

区分	金額
府民税	
事業税	
地方消費税	
不動産取得税	
府たばこ税	
ゴルフ場利用税	
自動車税	
船舶税	
自動車取得税	
軽油引取税	
狩猟税	
旧法による税	
合 計	

様式第13号 資産及び負債行政目的別一覧表

(単位：)

区分	議会費	総務費	福祉費	健康医療費	商工労働費	環境農林水産費	都市整備費	住宅まちづくり費	警察費	教育費	災害復旧費	合計
資産の部												
流動資産												
現金預金												
未収金												
基金												
その他												
固定資産												
事業用資産												
インフラ資産												
建設仮勘定												
投資その他の資産												
基金												
その他												
資産の部合計												
負債の部												
流動負債												
地方債												
未払金												
その他												
固定負債												
地方債												
その他												
負債の部合計												
純資産の部合計												

様式第14号 収入及び費用行政目的別一覧表

(単位：)

区分	議会費	総務費	福祉費	健康医療費	商工労働費	環境農林水産費	都市整備費	住宅まちづくり費	警察費	教育費	災害復旧費	合計
行政収入												
地方税												
地方交付税												
分担金及び負担金												
使用料及び手数料												
国庫支出金												
その他												
行政費用												
給与関係費												
物件費												
補助費等												
投資的経費												
繰出金												
減価償却費												
引当金繰入額												
その他												
金融収入												
受取利息及び配当金												
金融費用												
地方債利息・手数料												
その他												
通常収支差額												
特別収入												
特別費用												
特別収支差額												
当期収支差額												
一般財源等配分調整額												
一般会計繰入金												
一般会計繰出金												
再計												

様式第15号 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表

貸借対照表

(単位：)

区分	平成 年度 (出納整理期間を含む) ①	出納整理期間中の取引(増加) ②	出納整理期間中の取引(減少) ③	平成 年度 (出納整理期間を除く) ①-②+③
資産の部				
流動資産				
現金預金				
未収金				
基金				
その他				
固定資産				
事業用資産				
インフラ資産				
建設仮勘定				
投資その他の資産				
基金				
その他				
資産の部合計				
負債の部				
流動負債				
地方債				
未払金				
その他				
固定負債				
地方債				
その他				
負債の部合計				
純資産の部合計				

行政コスト計算書

(単位：)

区分	平成 年度 (出納整理期間を含む) ①	出納整理期間中の取引(増加) ②	出納整理期間中の取引(減少) ③	平成 年度 (出納整理期間を除く) ①-②+③
行政収入				
地方税				
地方交付税				
分担金及び負担金				
使用料及び手数料				
国庫支出金				
その他				
行政費用				
給与関係費				
物件費				
補助費等				
投資的経費				
繰出金				
減価償却費				
引当金繰入額				
その他				
金融収入				
受取利息及び配当金				
金融費用				
地方債利息・手数料				
その他				
通常収支差額				
特別収入				
特別費用				
特別収支差額				
当期収支差額				
一般財源等配分調整額				
一般会計繰入金				
一般会計繰出金				
再計				

キャッシュ・フロー計算書

(単位：)

区分	平成 年度 (出納整理期間を含む) ①	前年度出納整理期間中の取引 ②	当年度出納整理期間中の取引 ③	平成 年度 (出納整理期間を除く) ①+②-③
行政サービス活動収入				
地方税				
地方交付税				
国庫支出金				
その他				
行政サービス活動支出				
行政サービス活動収支差額				
投資活動収入				
国庫支出金				
基金繰入金(取崩額)				
その他				
投資活動支出				
投資的経費				
基金積立額				
その他				
投資活動収支差額				
行政活動収支差額				
財務活動収入				
地方債				
その他				
財務活動支出				
地方債償還金				
その他				
財務活動収支差額				
当期収支差額				
一般財源等配分調整額				
一般会計繰入金				
一般会計繰出金				
前年度からの繰越金				
形式収支				

様式第16号 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表

(単位：)

行政コスト計算書の当期収支差額	xxx, xxx, xxx
ア 固定資産の増減	xxx, xxx, xxx
減価償却費	xxx, xxx, xxx
固定資産売却益(損)	xxx, xxx, xxx
固定資産除却損	
イ 流動資産・流動負債の増減	xxx, xxx, xxx
未収金の増加(減少)	xxx, xxx, xxx
還付未済金の増加(減少)	xxx, xxx, xxx
棚卸資産売却原価	xxx, xxx, xxx
未払金の増加(減少)	xxx, xxx, xxx
不納欠損引当金繰入額	xxx, xxx, xxx
賞与引当金繰入額	xxx, xxx, xxx
ウ その他非現金取引項目	xxx, xxx, xxx
未収金損失	xxx, xxx, xxx
貸倒引当金繰入額	xxx, xxx, xxx
貸倒損失	xxx, xxx, xxx
退職手当引当金繰入額	xxx, xxx, xxx
うち退職手当相当額	xxx, xxx, xxx
地方債発行差金	xxx, xxx, xxx
エ 投資的支出の財源	xxx, xxx, xxx
国庫支出金	xxx, xxx, xxx
分担金及び負担金	xxx, xxx, xxx
オ 行政コスト計算書に計上しない行政サービス活動収支	xxx, xxx, xxx
棚卸資産の原価に算入する支出額	xxx, xxx, xxx
歳入歳出外現金受入・払出	xxx, xxx, xxx
カ その他の取引項目	xxx, xxx, xxx
その他の特別収入	xxx, xxx, xxx
その他の特別費用	xxx, xxx, xxx
キャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額	xxx, xxx, xxx

様式第17号 売却予定固定資産明細表

(単位：)

区 分	面 積	貸借対照表上の表示		時 価 ②	差引評価差額 ②-①
		科目	金額①		
府 営 住 宅 施 設	m ²				
府 立 学 校 施 設					
福 祉 保 健 施 設					
警 察 施 設					
そ の 他 施 設					
漁 港 施 設					
廃 川 ・ 廃 道 敷					
合 計					

売却予定固定資産とは、現に公用又は公共用に供されておらず、かつ活用計画を持たない土地・建物、及びその他の低・未利用地並びに府営住宅活用用地(建替えに伴い生み出す用地)等のうち、売却方針が確定したものをいう。

新公会計制度アドバイザーについて

新公会計制度の導入にあたり、会計基準の策定等に関して専門的な立場からの助言を得るため、平成21年7月24日付で、「大阪府特別参与（新公会計制度アドバイザー）」を委嘱した。

小幡 寛子（おばたひろこ）氏 大阪府改革評価委員・公認会計士

清水 涼子（しみずりょうこ）氏 関西大学大学院会計研究科教授・公認会計士

アドバイザー会議（特別参与からの意見聴取）開催日

第1回	平成21年 9月 2日
第2回	平成21年 9月18日
第3回	平成21年10月28日
第4回	平成21年11月19日
第5回	平成21年12月 7日
第6回	平成22年 1月19日
第7回	平成22年 2月 4日
第8回	平成22年 2月23日
第9回	平成22年 3月25日
第10回	平成22年 5月12日
第11回	平成22年 6月 8日
第12回	平成22年 6月22日
第13回	平成22年 7月15日
第14回	平成22年 8月 4日

新公会計制度アドバイザー会議議事要旨

番号	検討回	検討項目	主な意見
1	第1回 (平成21年9月2日)	大阪府会計基準策定に係る基本的な項目	<p>○国庫補助金などについては、民間では収益的な扱いがされている。繰延収益など負債として計上して、減価償却に合わせて取り崩していく考え方もあるが、実務上難しく、会計上も問題が残る。収益計上が望ましいと思う。</p> <p>○出納整理期間については、資産や負債の実際残高との検証可能性という観点等から、3月末で切ることのメリットは大きい。しかし、一方でシステム構築に係る経費等の問題や説明の手間が懸念として残るので、実際にシステム構築にどれだけの金額が掛かるのかを見極めた上での判断が必要。</p> <p>○出納整理期間を除いた場合でもキャッシュが未払・未収となるだけ。行政コスト計算書は一致するはず。</p> <p>○システム構築に当たっては、間違いを発生しやすいシステムにすることが大事。細かくすればするほど間違える可能性が出てくる。</p>
2		各財務諸表の構成	<p>○国庫補助金などフローになるものは、極力行政コスト計算書に計上した方が収支は分かりやすくなる。純資産変動計算書にいろいろな科目を持つてくると分かりにくい。</p> <p>○財源について、仕訳や振替をすることにはあまり意味がないため、財源を表示するということにとらわれる必要はないと思う。</p>
3		固定資産の扱いについて	<p>○固定資産の評価として再調達価額とする場合、償却資産については減価償却で代替できる余地もあると思う。ただし、あくまで再評価の簡便法であるから重要性の低いものに限定するべき。</p> <p>○固定資産の評価方法を定めるのなら、取得価額か時価(再調達価額)か、どちらかに統一する必要がある。同じ土地でも売る、売らないという基準で評価方法を変えることは適切ではない。また、連結が主たる財務諸表であることを鑑みると、公営企業等を考慮し取得原価で統一するのが適切と考える。</p> <p>○インフラ資産かそうでないかで評価方法を分けるのはおかしいと思う。</p>
1	第2回 (平成21年9月18日)	東京都の複式処理の仕組みについて	<p>○各部に充当される一般財源を一般財源調整という形で表示することについては、外部からの収入と分けることで分かりやすいと思う。</p> <p>○各部局に充当された一般財源については、過去の累計分が分かるような形で表示する方法もあるのでは。</p>
2		大阪府会計基準策定に係る基本的な項目	<p>○財務諸表の目的については、アカウンタビリティと意思決定の有用性という2つに集約できる。資源が限られている中で、経済性・効率性・有効性は大きな要素であり、それを実現するために発生主義会計は必要なのだということを強調すべき。</p> <p>○財務諸表の目的としては、府民サービスの更なる充実を図っていくということも必要。</p> <p>○大阪府が公表する財務諸表については、公営企業会計も含んだ形で1つにすべき。</p> <p>○国庫補助金については収益とするべきだが、建設助成金は科目を別掲して内容を注記で説明することが必要。</p>
3		各財務諸表の構成	<p>○財務諸表の科目名称について、普通建設事業費のような科目が行政コスト計算書とキャッシュ・フロー計算書の両方にあるのは違和感がある。</p> <p>○附属明細表における債務負担行為の内訳の表示について、損失補償などの保証債務と長期契約の債務負担行為は性質が異なるので分けた方がいい。</p> <p>○注記と附属明細表に掲載する項目については、財務諸表本体と不可分・不可欠な情報は注記するのが原則であるが、見やすさを優先した方がいい。</p> <p>○行政コスト計算書の区分名称で、民間の営業外収支に当たる部分について金融収支という名称を使うのは違和感がある。財務的収支という言い方でもいいのでは。</p> <p>○科目名称が、行政コスト計算書なのかキャッシュ・フロー計算書なのかが一見して分かりにくい。</p>
4		固定資産の扱いについて	<p>○一般会計と公営企業会計は、一般財源でまかなう、料金を回収するという違いはあっても、固定資産の評価は同じであるべきである。例えば、公正価値による再評価法のメリット(更新費用を見込むことや、比較可能性など)にしても何ら変わりはない。</p> <p>○会計基準の策定に当たっては、連結作成もあらかじめ視野に入れた上で、公営企業会計における会計処理も考慮すべきである。</p>

番号	検討回	検討項目	主な意見
1	第3回 (平成21年10月27日)	出納整理期間の扱い	<p>○出納整理期間を考慮しないとすると貸借対照表の作成は難しいが、キャッシュ・フロー計算書の作成が困難。</p> <p>○出納整理期間中の増減を注記で表示する場合、出納整理期間を考慮しない貸借対照表の要約版も作った方がいい。</p>
2		資産形成に充当される 国庫支出金等の扱い	<p>○国庫支出金については、目的外使用等の場合に返還義務が発生することがあるため、負債計上というのも考えられるのでは。</p> <p>○国庫支出金については、資産充当分とそれ以外について科目を分けて収益計上する方法でよい。その上で事務事業評価において全体のコストと府単独のコストを把握すべき。</p>
3		債権及び評価性引当金	<p>○修繕引当金は民間ではあまり聞かない。引当金の要件に当てはまるものは多くないと思う。</p> <p>○金融商品会計基準等、民間基準がそのまま使えるものは民間基準を使った方がいい。</p> <p>○債権の評価のためには債権管理が重要であり、特に発生年度別管理が必要。</p>
4		負債性引当金	<p>○退職手当引当金について、最初だけきっちり算定してあとはその延長として増減率などで計算するというのもあるのでは。</p> <p>○名称については、簡便法を用いるのなら、退職給付引当金ではなく、退職給与引当金が退職手当引当金でいいと思う。</p>
5		基金の種類と表示方法	<p>○基金借入金を貸借対照表で表示するのなら、資産の部で基金の下に基金借入金をマイナスで表示するのはどうか。</p> <p>○基金からの借入金については、借入金分を差し引いた現在ある残高を書くべき。自分から借りているのに資産と負債の両建てで表示はない。経済的実態を反映させる必要がある。借入金については、注記で示せばいい。</p> <p>○基金からの借入金を負債で示すとしても、実際にはない基金を資産として示すのはミスリードとなる。</p>
6		有価証券及び出資金の種類、計上方法並びに 強制評価減	<p>○財団法人等に対する出えん金については、本来は解散しても戻ってこないものなので、資産としては計上しない方がいい。</p> <p>○有価証券の評価の減額処理については、強制評価減という名称よりは減損の方がいい。</p>
7		その他	<p>○東京都では、財務会計システムによる会計上の数字と、財産管理システムに登録した資産の金額との照合作業が苦勞したとのこと。大阪府においては工夫する必要がある。</p> <p>○市町村に対する補助金や市町村に固定資産税を渡す場合などについては、収益・費用勘定で処理すべきだと思う。</p>
1	第4回 (平成21年11月19日)	新公会計制度に係る会計処理 について	<p>○財産の受贈については、以前は資本取引であったが、現状では一般的に損益取引とされている。パブリックだからといって、民間と違う会計処理をする理由はあまりないと思うので、損益取引として特別損益に計上すべきと考える。</p> <p>○無形固定資産については、特許権法等により権利の存続期間が決まっているが、税法の耐用年数はだいたいそれよりも短い。税法も参考としつつ、法定の期間を最大限として実態を踏まえて決めるべきだと思う。</p>
2		新公会計制度に係る財務諸表	<p>○附属明細表において、目的別で貸借対照表及び行政コスト計算書の概要を表示するということが、財務諸表は組織別で作るとしている。本来は、いずれも政策目的別で作成することが有用だと思う。</p> <p>○組織別で財務諸表を作っていくと、組織変更があったときに年次の比較という点で問題がある。</p>
3		その他	<p>○上記の他、事務局から「中間報告」の原案について説明し、アドバイザーの意見をいただきました。</p> <p>(中間報告とは) 新公会計制度導入に関わる会計処理、システム、活用方策等について、現時点までの検討状況と今後の検討の方向性をまとめたもの(年内に公表予定)</p>

番号	検討回	検討項目	主な意見
1	第5回 (平成21年12月7日)	中間報告案について	<p>○「新公会計制度」の定義づけ、導入意義を改めて明確にしておくべき。</p> <p>○総務省の2モデルとの相違点、採用しない理由を分かりやすく明確に記載すべき。</p> <p>○出納整理期間中の増減を含めることの利点を総合的に検討し、大阪府の財務諸表は、出納整理期間を含む金額とすること。なお、残高検証の重要性から、附属明細表で出納整理期間を除いた財務情報を表示すると説明すべき。</p> <p>○基金借入金については、内部取引として本来は相殺し、借入金残高のみを計上するという考え方もある。しかし、大阪府は自治体の隠れた借金を明らかにするため、基金借金は基金の控除科目として表示する方法を採用することをきちんを説明すべき。</p> <p>○税込について、出資説を採用しないことを明確に記載すべき。</p> <p>○国庫支出金について、公営企業会計においても資本取引の見直しが行われていることなどから収益的収入とすること。固定資産形成の財源に充てられている分については、注記等で表示することを検討することを明記すべき。</p> <p>○出資金については、減損処理を行うとしているが、他の固定資産についても、減損処理を検討する旨記載すべき。</p> <p>※上記のほか、構成、字句、今後の検討課題等について多くの御意見をいただいた。</p>
1	第6回 (平成22年1月19日)	財務諸表の作成単位について	<p>○色々な作成単位の財務諸表が作成されるのは素晴らしいが、活用されなかったら宝の持ち腐れ。どの財務諸表を中心に活用するかが今後の課題。マネジメント活用には部局別財務諸表、府民に対する説明責任には目的別財務諸表が分かりやすいと思う。</p> <p>○高等学校や他の同じ様な施設の比較が必要。そのためには所属別財務諸表が重要だと思う。</p>
2		一般財源充当調整について	<p>○セグメント間の調整にしか過ぎない。行政コスト計算書の中に収支差額と充当調整額があって、再掲の数字が違うことに意味は無いと思う。重要なのは当期収支差額。</p> <p>○一般財源共通調整額の表現をもう少し分かりやすい様にするべき。</p>
3		減価償却の基準について	<p>○結果的に同じかも知れないが、大阪府としてまずスタンスをはっきり決めた方がよい。東京都や総務省で設定している耐用年数が必ずしも大阪府に合う訳ではない。今の省令を中心に沿った形で設定し、大阪府の実態に合うかどうかを今の財産調査の実態に合わせて検討するといったプロセスを取るべき。</p>
4		たな卸資産について	<p>○会計方針、表現方法については、民間企業を参考にすること。</p>
1	第7回 (平成22年2月4日)	減価償却の基準について	<p>○資産管理単位の設定による大阪府独自の耐用年数の優先など、耐用年数に関しての方針と耐用年数設定フローチャートとの整合性を図るようになること。</p>
2		引当金の算定基準について	<p>○引当金額については、過去の実績率で引当てるだけではなく、時効が到来していない長期滞納債権についても個別に見積もることも検討するべき。</p> <p>○当期中に状況が悪くなったことにより貸倒れしたなど事情の変更が生じた場合は、当期の行政費用となるが、明らかに過年度の見積り少なかったなどの場合は特別費用となる。</p> <p>○退職手当引当金、賞与引当金いずれの引当金の場合も、4月当初の職員の異動による変動額と通常の行政コストとなる額とを区分する。</p>
3		歳入歳出外現金の取扱いについて	<p>○所得税は流動負債になると思うが、府営住宅使用者保証金などは固定負債になるのではないかと。性質に応じて流動・固定を分けるべき。</p>
4		期中における財務情報の把握・決算整理について	<p>○期中において月次で人件費の配賦、資産の減価償却などの財務情報を把握しておき、決算を短縮する考えに賛同。民間と同様、決算整理前と決算整理後という概念でデータ整理すべき。</p>

番号	検討回	検討項目	主な意見
1	第8回 (平成22年2月23日)	純資産変動計算書について	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産変動計算書を、キャッシュ・フローの項目と組み合わせて作成することには難(分かりにくい印象)がある。 ○純資産変動計算書によって内部取引(組織変動、一般財源調整等)の現状を表すことを検討すること。 ○資産の変動と負債の変動を関連づけて要因分析を行うことで、純資産変動計算書によって世代間負担の現状を表すことを検討すること。
2		勘定科目、キャッシュ・フロー科目について	<ul style="list-style-type: none"> ○直接雇用からアルバイト等の非正規職員に切り替える昨今の方向性から、「賃金」の「人件費」としての計上を検討すること。 ○地方債の発行差金の勘定科目については、地方債利子(償却原価)という名称での計上を検討すること。 ○基金借入金のキャッシュ・フロー計算書の中の「収受」は、「基金運用金借入」ではなく、「基金借入金」の勘定科目で計上すること。
1	第9回 (平成22年3月25日)	純資産変動分析表について	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産変動分析表の項目に、資金増減を加える必要がある。 ○基金は、「負債を伴わない固定資産」ではなく、「その他資産」項目の増減として表記すべき。 ○ソフト施策を担当する部局と、資産系(土地、建物、道路等)を担当する部局のいずれにおいても、財務状況を正確に評価するためには、資産の増減から負債の増減を減して算出されるネットの純資産の変動額を表示すべき。
2		公債管理特別会計の取り扱い等について	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業の貸借対照表において、減債基金積立相当額を地方債残高から毎年減額する案については、減債基金の運用益とそれに対する地方債の支払利息を両建てで、一つの個別財務諸表で表記できるとともに、各事業において、地方債の償還と減価償却の対比が可能になるという利点を有する。 ○ただし、各事業の地方債の減少は、財政ルールに基づくものであるという点、各事業の財務分析にどのように役立てるのかということの整理が必要。
3		ソフトウェア、リース資産について	<ul style="list-style-type: none"> ○ソフトウェアを無形固定資産として会計処理することは了解。 ○リース契約では、リース会社から会計処理に必要なデータが示されるため、金額の重要なリース契約を対象にリース契約を対象にリース会計を導入する方向で再度検討すること。
4		新公会計制度に係る各種規程等について	<ul style="list-style-type: none"> ○様式の中に勘定科目処理要領を追加すること。 ○様式は様式集のようにまとめて表記すること。
1	第10回 (平成22年5月12日)	実質公債比率の算定等について	<ul style="list-style-type: none"> ○減債基金の積立不足額は、将来負担比率に反映されるということでもあるが、将来負担比率はそれ以外の要因にも影響されるので、指標値からは必ずしも減債基金の状況が分からないことになる。
2		公債管理特別会計の処理について	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計における事業課の事業(例えば道路事業)別の財務諸表を事業評価に用い、もう一方で公債管理特別会計を基金・借換管理と個別事業管理の2つに割って管理をすることで、実際の当該事業に係る起債残高を、注記として表示するという原案に賛成。 ○実際に、適切に会計処理や表示ができるか、あらゆる場合を想定してシミュレーションする必要がある。
3		リース資産について	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府が長期継続契約で行っている借上げが、ファイナンス・リース契約なのか、オペレーティング・リース契約なのか、引き続き実態調査を続けて確認いただきたい。
4		会計基準について	<ul style="list-style-type: none"> ○用語の用い方等については、独立行政法人会計基準や「地方公共団体の会計基準形成に当たっての考え方について」が参考になる。 ○既収の国庫補助金の充当すべき工事が未執行の場合には前受金等負債として処理されたい。 ○科目の説明は基準に付属する勘定科目説明書等に回す方法も検討されたい。

番号	検討回	検討項目	主な意見
1	第11回 (平成22年6月8日)	リース資産について	○本制度開始時に、リース資産に係る実態調査の結果、債務負担行為を設定したものはファイナンス・リース契約、長期継続契約のものはオペレーティング・リース契約として取り扱ったとの記録を残し、今後も契約実態を見た上で検討が必要。
2		減損会計について	○行政財産の場合、当初の行政目的を継続するかを判定し、継続の場合は減損を認識せず、継続しない場合は減損を認識した上で、減価償却後再調達価額が正味売却価額のいずれか高い額まで減額。 ○普通財産の場合、普通財産の市場価額の下落と、行政財産から普通財産に移管されるものを一本化して、普通財産として市場価額が下落したときに減損を認識して、正味売却価額まで減額。
3		資産の範囲について	○大阪府が整備・管理する国道(指定区間外)や一級・二級河川は、財産の帰属は国だが、「支配」の要件を満たした場合、それらの整備に要した資本的支出を府の資産として計上することになるが、金額が大きいことが予想されるので、まず試算が必要。 ○そのうえで資産計上する場合には、その旨を注記すべき。
4		財務諸表作成基準について	○行政コスト計算書の費用と収入に係る規定に、非現金支出項目も含まれることを例示的に示すことは賛成であるが、記載方法については要検討。 ○出えん金に係る公益法人の残余財産の帰属も含めた回収の可能性を、基準に盛り込むべきかを検討。 ○資産・負債に係る勘定科目として、両方に歳入歳出外現金が出てくるが、それぞれ相応しい科目の設定を検討。
1	第12回 (平成22年6月22日)	減損会計について	○減損会計に関する取扱要領を別に定めて、細則はそれによる旨を財務諸表作成基準の本則又はその運用に規定。 ○減損会計の対象範囲の定め方については、対象を限定列挙するか、公有財産全体として作成基準で定めるものは除くという方法とするか検討すべき。ソフトウェアについては対象になるようにすべき。
2		財務諸表作成基準について	○販売用不動産に係る評価方法については、後日ご説明いただきたい。 ○附属明細表で時価を開示する「売却が可能な固定資産」について、大阪府としての定義を設けてははっきりさせる方が望ましい。 ○引当金、出資金、貸付金及び地方債に係る附属明細表について、別途作成される単式会計の決算書にあるから省略とはせず作成いただきたい。
3		最終報告について	○用語の用い方等については、独立行政法人会計基準や「地方公共団体の会計基準形成に当たっての考え方について」が参考になる。 ○既収の国庫補助金の充当すべき工事が未執行の場合には前受金等負債として処理されたい。 ○科目の説明は基準に付属する勘定科目説明書等に回す方法も検討されたい。
1	第13回 (平成22年7月15日)	財務諸表作成基準について	○引当金明細表当期減少額については、「目的」(本来の目的に従って充当)と「その他」(不要になった場合の取崩など本来の目的以外)に区分していただきたい。 ○売却可能な(予定)固定資産が何なのか、府の定義を明確にする必要がある。また、勘定科目ではないので、附属明細表では貸借対照表との関係を明示するべき。
2		棚卸資産について	○棚卸資産の評価基準については、実態を踏まえた上で決めていただきたい。 ○未成土地勘定に計上されているものをはじめとして、開始時の評価額の算定方法を確認させていただきたい。
3		固定資産の計上基準について	○固定資産の取得原価に含める付随費用の項目は、企業会計と同じ考え方で了解。
4		評価性引当金の算定について	○不納欠損引当金は過去3か年の不納欠損実績率で算定し、貸倒引当金は貸付先や債権の分類に応じた算定方法を用いるという内容で了解。 ○対象となる貸付金残高については、会計基準で一定の金額以上のものを対象として、状況に応じてその金額を見直すことを検討。
5		大阪府の新公会計制度報告書案について	○「セグメント」という表現は、細分化された組織別の情報というよりも、「政策別」などももう少し大きな意味で使っていただきたい。 ○目次にもある各タイトル(表題)を見ただけで、何が書いてあるかを分かるようにしていただきたい。 ○PF1実施の際のVFMの検証をするには、新公会計制度が非常に役立つということを盛り込むことを検討いただきたい。
6		その他(資産の範囲)について	○以前説明のあった国道の指定区間外や一級、二級の河川を資産として計上する場合の考え方を整理していただきたい。

庁内検討経緯

大阪府における新公会計制度の導入に関する課題の検討及び庁内の連絡調整を行うため、平成21年6月19日に大阪府新公会計制度庁内連絡会議を設置した。また、特定の事項に係る検討を行うため、幹事会（ワーキンググループ）も併せて設置した。

なお、平成21年6月1日に総務部財政課に設置された「新公会計制度プロジェクトチーム」は、平成22年度の組織改正により、「会計局新公会計制度グループ」になった。

1 大阪府庁内連絡会議

(1) 構成（平成22年4月1日改正）

政策企画部	政策企画総務課長	健康医療部	健康医療総務課長
政策企画部	企画室課長〔改革評価担当〕	商工労働部	商工労働総務課長
総務部	財政課長	環境農林水産部	環境農林水産総務課長
総務部	副理事兼行政改革課長	都市整備部	都市整備総務課長
総務部	出資法人課長	住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課長
総務部	IT推進課長	会計局	会計局長
総務部	総務サービス課長	水道部	経営企画課長
総務部	税務室税政課長	議会事務局	総務課長
総務部	財産活用課長	教育委員会事務局	教育総務企画課長
総務部	契約局契約総務課長	監査委員事務局	監査監（特別監査・総合調整担当）
府民文化部	府民文化総務課長	人事委員会事務局	次長
福祉部	福祉総務課長	府警察本部	総務部会計課長

(2) 開催状況

区分	開催日	議 題
第1回	平成21年6月19日	○大阪府新公会計制度庁内連絡会議の設置について ○新公会計制度の概要について ○ワーキンググループの設置について
第2回	平成21年8月31日	○大阪府会計基準策定に係る検討項目について ○財産調査・評価の基本的な考え方について ○新公会計制度の活用について ○新公会計制度導入に向けた職員研修について
第3回	平成21年12月24日	○「大阪府の新公会計制度」中間報告について
第4回	平成22年5月31日	○今年度のスケジュールについて ○研修計画について ○資産関連調査について

2 大阪府庁内連絡会議幹事会（ワーキンググループ）

（１）構成（平成 22 年 4 月 1 日改正）

幹事会名	部局名	構成メンバー
	会計局	会計局長
	総務部	参事（新公会計制度担当）
財務諸表活用検討	政策企画部	企画室課長〔計画担当〕
	総務部	財政課長
	総務部	行政改革課長
	総務部	人事室人事課長
	総務部	財産活用課長
	会計局	会計局長
	監査委員事務局	監査監（特別監査・総合調整担当）
インフラ資産調査	環境農林水産部	環境農林水産総務課長
	都市整備部	事業管理室長
公有財産調査	総務部	財産活用課長
	総務部	契約局契約総務課長
	住宅まちづくり部	住宅経営室住宅企画課長
	教育委員会	施設課長
	府警察本部	総務部会計課長
	府警察本部	総務部施設課長

（２）開催状況

ア 財務諸表活用検討

区分	開催日	議 題
第 1 回	平成 21 年 9 月 15 日	○財務諸表の内容、作成単位に係るこれまでの検討状況について ○新公会計制度（財務諸表）の活用例（財務分析&公表）について
第 2 回	平成 21 年 11 月 13 日	○新公会計制度中間報告（素案）の内容検討について
第 3 回	平成 22 年 1 月 25 日	○財務諸表の作成単位について ○人件費等の配賦について ○期中における財務情報の把握について
第 4 回	平成 22 年 4 月 19 日	○財務諸表の活用に係るこれまでの検討状況について ○今後の検討事項、スケジュール等について
第 5 回	平成 22 年 5 月 21 日	○財務諸表の活用方策について ○今後のスケジュールについて
第 6 回	平成 22 年 6 月 22 日	○最終報告（素案）の検討について

イ インフラ資産調査・公有財産調査

区分	開催日	議 題
第1回	平成21年7月6日	○新公会計制度の概要について ○インフラ資産調査・公有財産調査WGの活動について ○インフラ資産調査・公有財産調査の実施について
第2回	平成21年7月31日	○財産調査に向けて整理が必要な事項（案）について ○施設別財産分類一覧表の作成（依頼）について ○財産評価手法一覧表の作成（依頼）について
第3回	平成21年9月9日	○財産調査・評価の基本的な考え方（案）について ○施設別財産分類一覧表（案）について ○財産評価手法一覧表（案）について
第4回	平成21年11月11日	○インフラ資産の定義（案）について ○財産評価額（案）について ○財産調査の進捗状況について
第5回	平成22年1月21日	○減価償却の基準（案）について ○たな卸資産（案）について
第6回	平成22年2月25日	○耐用年数の設定（案）について ○使用するデフレーター（案）について ○ソフトウェア及びリース資産について
第7回	平成22年6月11日	○資産の耐用年数について ○平成22年度のスケジュールについて ○修繕支弁基準の考え方について

諸基準の比較表

	大阪府の方針(案)	東京都会計基準	国際会計基準 (IPSAS)	総務省基準モデル	総務省方式改訂モデル
設置主体	大阪府 (新公会計制度アドバイザー会議)	東京都 (会計制度改革に関する検討委員会)	国際会計士連盟 (IPSASB: 国際公会計基準審議会)	総務省 (総務省新地方公会計制度実務研究会)	総務省 (総務省新地方公会計制度実務研究会)
作成方法	複式簿記のデータから作成 日々仕訳による (調定時・支出命令時等に仕訳区分を選択する)	複式簿記のデータから作成 日々仕訳による (調定時・支出命令時等に仕訳区分を選択する)	複式簿記のデータから作成 日々仕訳による	複式簿記のデータから作成 日々仕訳と一括変換方式の両方を想定 一部特殊な処理 (一取引に仕訳)	決算統計を組み替えて作成 仕訳は想定せず 固定資産評価は、当面、台帳によらず建設事業費の累計によることも可
財務諸表の種類	貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書	貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書	財務状態報告書 (貸借対照表に相当)、財務業績報告書 (行政コスト計算書に相当)、純資産・持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書	貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書	貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書
出納整理期間	出納整理期間中の現金等の増減を反映する ただし、出納整理期間中の現金等の増減は附屬明細表で表示する	出納整理期間中の現金等の増減を反映する	出納整理期間は考慮しない	出納整理期間中の現金等の増減を反映する	出納整理期間中の現金等の増減を反映する
資産の区分	流動資産 固定資産 貸付金、地方債、減債基金等については一年基準により区分	流動資産 固定資産 貸付金、都債、減債基金等については一年基準により区分	流動資産 非流動資産 (固定資産に相当) 流動・非流動は正常営業循環基準又は一年基準で区分	金融資産 非金融資産 (事業用資産、インフラ資産) 保有目的・期間にかかわらず区分	公共資産 (有形・無形固定資産、売却可能資産) 投資等 (投資及び出資金、貸付金、基金等、長期延滞債権等) 流動資産 (現金預金 (財政調整基金・減債基金を含む)、未収金)
インフラ資産の範囲	道路・河川・下水道・港湾・漁港・農道・ため池	道路、橋梁、港湾、漁港、空港、鉄道 (上下水道は公営企業会計のため想定外)	一般的に下記の特徴の一部又はすべてを有している資産 システム又はネットワークの一部。性質が特殊なものであり代替的利用ができない。移動させることができない。処分に関して制約を受ける。	清掃施設、農林水産施設、道路、港湾施設、河川、公園、防災施設、上下水道施設	決算統計上、「土木費」について、「生活インフラ・国土保全」に区分
固定資産の算定 (初年度期首残高)	原則として取得原価 (有価証券及び出資金は減損を実施)	原則として取得原価 (有価証券及び出資金は減損を実施)	取得原価で測定 ただし、継続的に再評価することを選択した場合は評価後の金額	土地は固定資産税評価額を基礎として算定 インフラ資産のうち、道路、水路、河川、港湾等、底地とその上部工作物等が不可分一体の場合、底地の取得価額を開始時簿価とする。 建物・工作物等は、再調達価額を用いて計算	売却可能資産は売却可能額 (鑑定・路線価や公示地価に基づく評価等、資産の実情に応じた合理的な方法で) 他の有形固定資産は当面、建設事業費の累計によることも可
固定資産の算定 (継続作成時)	取得原価主義のため再評価は行わない	取得原価主義のため再評価は行わない	取得原価又は公正価値による評価	土地 (事業用) は固定資産税評価額を基礎として3年ごとに評価替 (ただし時価変動が5%以上になることが明らかな場合は再評価)。土地 (棚卸資産) は毎年度評価替 その他、公正価値により評価	売却可能資産は毎年度評価替 (減価償却は行わない)
減価償却	償却資産については減価償却費を行政コスト計算書に計上	償却資産については減価償却費を行政コスト計算書に計上 ただし道路の構築物は取替法を実施	償却資産については減価償却費を財務業績報告書に計上	事業用資産は行政コスト計算書に減価償却費計上 インフラ資産は減価償却額を費用にせず直接資本減耗として純資産変動計算書に計上	償却資産については減価償却費を行政コスト計算書に計上 台帳整備までは当面決算統計区分ごとに独自の耐用年数を設定
行政コスト計算書の費用科目	普通会計性質別分類を基本に検討	東京都予算性質別分類	機能による分類と性質による分類を例示	形態別 (性質別) 分類	形態別分類と目的別分類のマトリックス表示
税収の取扱い	行政コスト計算書上の収入 (収益) に計上	行政コスト計算書上の収入 (収益) に計上	財務業績報告書の収益 (事業収益) に計上	「所有者からの拠出」と考え、純資産の変動として純資産変動計算書に計上	純資産の変動として純資産変動計算書に計上
キャッシュ・フロー (資金収支) 計算書の分類	行政サービス、投資、財務民間企業の種類と類似	行政サービス、社会資本整備等投資、財務民間企業の種類と類似	事業活動、投資活動、財務活動 民間企業の種類と同じ	経常収支、資本的収支、財務的収支 民間企業の種類と類似	経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支 地方債発行、基金取崩による収入等が充当される区分に応じて3区分に分かれている
純資産変動計算書	純資産の項目と変動要因を表示	正味財産の項目と変動要因を表示	正味財産の項目と変動要因を表示	固定資産形成の財源、増減等を表示	固定資産形成の財源等を表示

職員研修実績・計画

平成21年度新公会計制度研修実績

○研修実績：37回

○参加人数：3,533人

区分	年月日	研修・PRの機会	研修・PR対象者	研修内容	参加人数
1	平成21年7月2日	予算担当補佐会議	各部局予算担当補佐	情報提供と研修開催依頼	30
1	平成21年7月6日	中堅職員研修（総務部・税政室・住宅まちづくり部・水道部）	対象部局中堅職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	131
1	平成21年7月16日	保健所長会議	各保健所長	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	15
1	平成21年7月29日	管理職研修	管理職職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	321
1	平成21年7月31日	管理職研修	管理職職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	338
1	平成21年8月3日	職業技術訓練校指導員研修	職業技術訓練校指導員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	80
1	平成21年8月10日	公有財産担当者会議	公有財産担当者	パワーポイントを使用した簿記会計研修	332
1	平成21年8月21日	中堅職員研修（議会事務局、監査委員事務局、宝塚市）	対象部局中堅職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	24
1	平成21年9月11日	教育委員会部局別研修	教育委員会職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	66
1	平成21年9月15日	学校主査会新任研修	教育委員会職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	30
1	平成21年9月17日	薬事監視員研修	薬事監視員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	19
3	平成21年9月24日	連結財務諸表の作成に関する説明会	大阪府の連結対象となる出資法人財務担当者及び出資法人所管大阪府担当者	連結財務諸表の作成方法についての説明	80
1	平成21年10月2日	学校事務長会役員会	学校事務長会役員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	5
1	平成21年10月22日	学校事務（部）長研修会	学校事務（部）長	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	231
1	平成21年10月27日	学校事務（部）長研修会	学校事務（部）長	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	
1	平成21年10月31日	臨床検査技師研修	臨床検査技師	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	25
1	平成21年11月11日	学校事務職員協会	学校事務職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	47
1	平成21年11月18日	学校事務職員協会	学校事務職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	39
1	平成21年11月24日	出納員・会計員・グループ長研修	出納員・会計員・グループ長	パワーポイントを使用した簿記会計研修	145
1	平成21年11月28日	出納員・会計員・グループ長研修	出納員・会計員・グループ長	パワーポイントを使用した簿記会計研修	155
1	平成21年12月3日	学校事務職員協会和泉支部研修会	学校事務職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	19
1	平成21年12月22日	学校事務職員協会	学校事務職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	92
1	平成22年1月21日	福祉部部内研修	福祉部職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	45
1	平成22年1月26日	学校事務職員協会	学校事務職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	120
1	平成22年1月27日	企画調整部部内研修	企画調整部職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	48
1	平成22年1月29日	企画調整部部内研修	企画調整部職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	41
1	平成22年1月29日	税務室部内研修	税務職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	30
1	平成22年2月15日	学校事務職員堺会堺支部	学校事務職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	15
1	平成22年2月16日	環境農林水産部部局研修	環境農林水産部職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	21
1	平成22年2月19日	統計課部内研修	統計課職員・総務部職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	41
1	平成22年2月25日	保健所放射線技師研修会	保健所放射線技師	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	27
1	平成22年2月25日	府立学校事務（部）長等研修会	府立学校事務（部）長	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	157
1	平成22年3月12日	再任用研修	再任用職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	80
1	平成22年3月17日	会計事務職員研修会	会計事務担当職員	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	249
1	平成22年3月19日				223
1	平成22年3月24日				188
1	平成22年3月26日	保健所栄養士研修会	保健所栄養士	資料配布（新公会計制度の導入にかかる基本的な考え方について）と説明	24
計					3,533

※1 区分：1は他部局主催、2は新公会計制度プロジェクトチーム（総務部）主催、3は他部局共催

※2 参加人数には研修参加予定人数は含まない。

平成22年度新公会計制度研修実績

○研修実績：9回（平成22年7月13日現在）

○参加人数：1,400人

区分	年 月 日	研修・PRの機会	研修・PR対象者	研 修 内 容	参加人数
1	平成22年4月15日	新規採用職員研修	新規採用職員	パワーポイントを使用した簿記会計研修	160人
1	平成22年4月15日	大阪府警各署会計課長会議	各署会計課長	パワーポイントを使用した簿記会計研修	110
2	平成22年6月2日 (1回目)	新公会計制度概要研修	各所属1名	概要及び財務諸表の活用研修	118
2	平成22年6月2日 (2回目)				141
2	平成22年6月15日 (3回目)				199
1	平成22年6月9日	新任主査級職員研修	新任主査	概要及び財務諸表の活用研修	264
1	平成22年6月11日	新任課長補佐級職員研修	新任課長補佐	概要及び財務諸表の活用研修	156
1	平成22年6月22日	主事・技師級3年目職員研修	主事・技師級3年目職員	概要及び財務諸表の活用研修	181
1	平成22年7月13日	新任課長級職員研修	新任課長	概要及び財務諸表の活用研修	71
計					1,400

※1 区分：1は他部局主催、2は会計局新公会計制度グループ主催、3は他部局共催

※2 参加人数には研修参加予定人数は含まない。

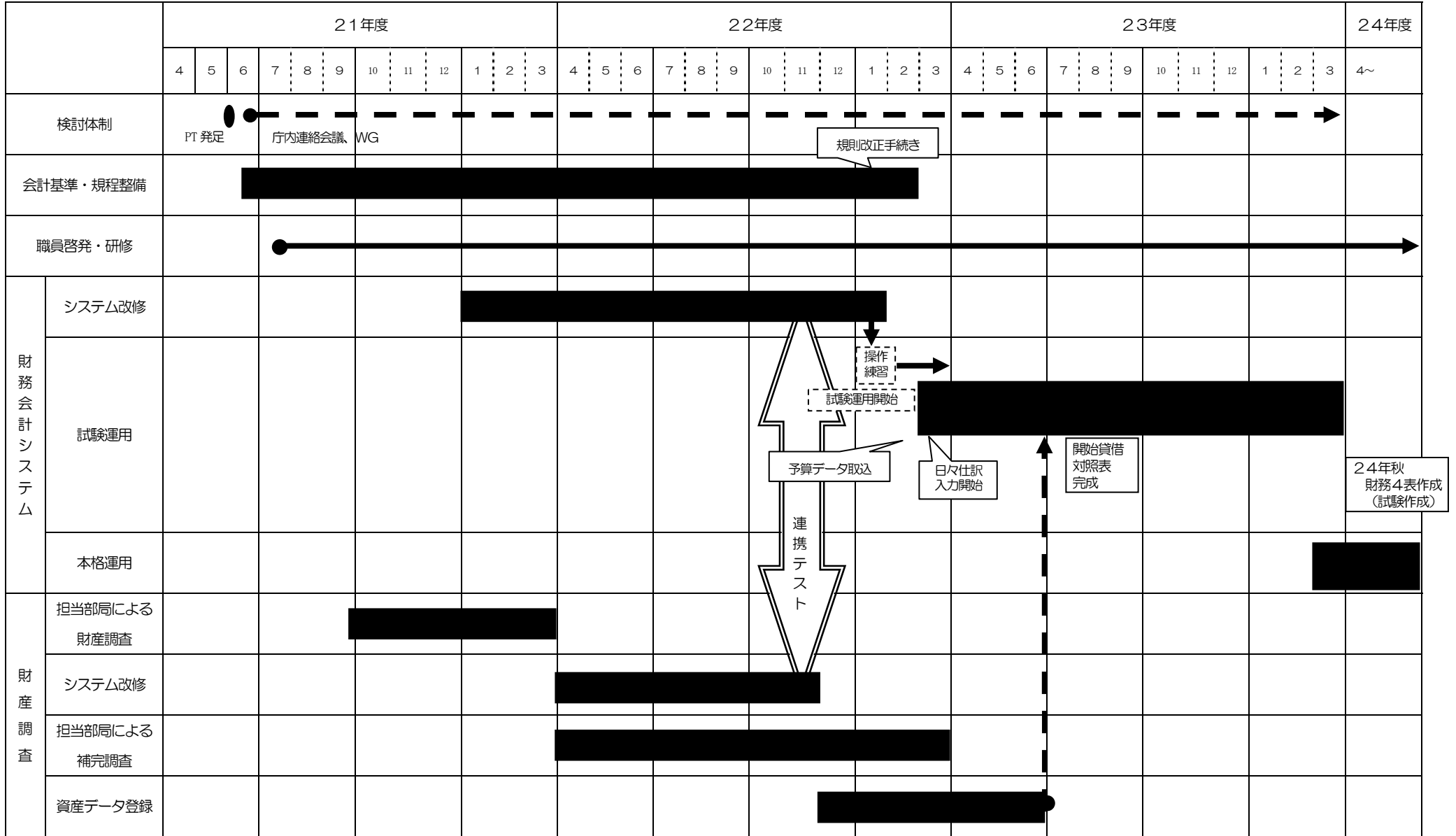
平成22年度新公会計制度研修今後実施予定（計画）

○研修実績：17回（平成22年9月以降）

区分	年 月 日	研修・PRの機会	研修・PR対象者	研 修 内 容	予定回数
2	平成22年9月 ～平成23年3月	eラーニング研修	職員端末操作職員	検討中	3回
2	平成22年11月 ～平成23年3月	複式仕訳研修	財務会計システム操作職員	知事部局：各グループ1名 府立学校：各校1名	4(知事部局) 2(府立学校)
2	平成22年11月 ～平成23年3月	複式仕訳研修（資産関係）	財務会計システム操作職員	環境農林水産部、都市整備部、住宅 まちづくり部の各グループ1名	2(本庁) 6(出先)

※1 区分：1は他部局主催、2は会計局新公会計制度グループ主催、3は他部局共催

大阪府新公会計制度導入スケジュール



事業別一覧表（案）

参考 7

この内容は、平成21年度決算の事業をもとにした検討のための試案であり、事業単位として決定したものではない。

部局名	事業数	事業名称
政策企画部	11	政策企画総務事業、東京事務所運営、企画調整事業、空港関連事業、危機管理、消防防災、保安対策、青少年の健全育成、青少年施設管理運営、総合治安対策事業、空港関連事業（特別会計）
総務部	18	一般管理事業、財政管理事業、公債管理事業、行政改革、情報化推進事業、人事管理事業、総務サービス事業、賦課徴収事業、税関連交付金等、市町村行政事務、選挙事務、訴訟・法規等事務、府営印刷所の運営、庁舎管理事業、咲洲庁舎管理事業、財産管理事務、統計調査事務、契約管理事務
府民文化部	23	府民文化総務事業、消費者対策、ボランティア・NPO施策の推進、私学振興助成、大学修学奨励等助成、大阪府育英会助成、宗教法人の認証、府立大学の支援、人権施策の推進、男女共同参画の推進、男女共同参画・青少年施設の管理運営、広報広聴の推進、情報公開の推進、公文書館の管理運営、都市魅力創造事業、文化振興、上方演芸資料館の管理運営、現代美術センターの管理運営、観光振興、大阪府立国際会議場の管理運営、生涯スポーツ振興、国際交流の推進、旅券発給事務
福祉部	18	福祉総務事業、地域福祉事業、社会援護事業、法人指導事業、事業者指導事業、障がい福祉事業、身体障がい者福祉事業、精神保健福祉事業、知的障がい者福祉事業、児童福祉事業、金剛コロニー、高齢者福祉事業、高齢者施設事業、母子福祉事業、ビッグバン、国民健康保険事業、福祉医療事業、後期高齢者医療負担事業
健康医療部	25	健康医療総務事業、医事、救急医療、看護師等確保対策、泉州救命救急センター運営、中河内救命救急センター運営、原爆被爆者対策、病院事業、感染症対策、がん対策事業、こころの健康総合センター運営、疾病対策、生活習慣病予防、精神保健対策、地域医療、保健所管理運営、健康科学センター運営、大阪がん予防検診センター運営、母子保健、薬事指導、食品衛生、食品流通監視、狂犬病予防、環境衛生、衛生研究所事業
商工労働部	39	商工労働総務事業、企業誘致推進事業、企業誘致調整事業、大阪産業経済リサーチセンター事業、ハイオ推進事業、特許情報事業、新エネルギー産業推進事業、商工振興総務企画事業、製造業振興事業、経営支援事業、新事業創造事業、団体事業、商業振興事業、大規模店舗事業、鉱業資源事業、技術支援事業、産学官連携推進事業、販路開拓支援事業、国際ビジネス交流事業、産業技術総合研究事業、計量検定事業、労働委員会事業、労政事業、労政管理事業、雇用就労支援事業、障がい者雇用事業、人材支援事業、特別基金事業、労政企画事業、労働対策事業、労働福祉事業、委託訓練事業、公共訓練事業、民間訓練事業、技術専門学校再編事業、金融企画事業、制度融資事業、政策融資事業、貸金業対策事業
環境農林水産部	28	環境農林水産総務事業、研究所運営管理、試験研究、環境監視、環境保全、公害対策、循環型社会、府民の森・自然公園、緑化推進、学校芝生化、森林整備・保全、林業振興、林業施設災害復旧事業、農業振興、園芸振興、農業協同組合指導監督、花の文化園管理運営、農空間整備、農地災害復旧事業、流通対策、水産業振興、動物愛護、野生動物、畜産振興、府民牧場管理運営、農業改良資金貸付金、林業・木材産業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金
都市整備部	13	都市整備総務事業、港湾事業、市街地整備事業、箕面北部丘陵整備事業、道路事業、交通対策事業、河川防砂事業、海岸高潮対策事業、建設災害復旧事業、流或下水道事業、公園事業、用地事業、収用委員会
住宅まちづくり部	19	住宅まちづくり総務事業、建設業等指導事業、宅地建物取引業等指導事業、建築指導事業、福祉のまちづくり推進事業、住宅等耐震化推進事業、景観推進事業、建設リサイクル法推進事業、優良賃貸住宅供給促進事業、民間賃貸住宅建設事業、大阪府住宅供給公社事業、住宅企画指導事業、大阪あんしん賃貸支援事業、市街地整備総合事業、泉北ニュータウン再生事業、住宅地区改良事業、府営住宅建設管理事業、営繕設計監督事業、財産管理事業
会計局	2	会計事務管理事業、証紙事務管理事業
議会事務局	4	議会運営事業、議会総務、議会議事、議会調査
教育委員会	43	教育委員会運営事業、教育総務事業、府立学校財務事務事業、学校総務サービスセンター事業、施設等管理事業、教職員人事事業、府立高等学校教育振興事業、定時制・通信制高等学校教育振興事業、入学選抜事業、府立支援学校等教育振興事業、府立工業高等専門学校教育振興事業、学校体育教育振興事業、市町村教育振興事業、同和地区小・中学校施設整備事業資金貸付事業、教育センター管理運営事業、恩給及び退職年金事業、小学校教育事業、中学校教育事業、府立高等学校運営事業、府立高等学校管理事業、府立支援学校運営事業、府立支援学校管理事業、府立工業高等専門学校運営事業、府立工業高等専門学校管理事業、社会教育事業、文化財保護事業、泉北考古資料館事業、弥生文化博物館事業、近つ飛鳥博物館・風土記の丘事業、国際児童文学館事業、少年自然の家事業、大学院サテライト教室管理運営事業、図書館管理運営事業、学校保健事業、学校給食実施事業、体育振興事業、国民体育大会事業、全国高校総合体育大会開催事業、漕艇センター管理運営事業、体育会館管理運営事業、体育研修センター運営事業、門真スポーツセンター管理運営事業、臨海スポーツセンター管理運営事業
監査委員事務局	1	監査事務事業
人事委員会事務局	1	人事委員会運営事業
公安委員会	6	公安委員会事業、警察総務事業、一般警察活動事業、運転免許事業、交通指導取締事業、生活安全・刑事活動事業
合計	251	